

株 式 会 社 ケ イ ブ 定 款

株 式 会 社 ケ イ ブ

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ケイブと称し、英文では、CAVE Interactive CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ソフトウェアおよびコンテンツの企画、開発、制作、運営、販売業務並びにそれらの技術者養成及び施設の運営
- (2) 遊戯機器の販売、レンタル業務、リース業務および遊戯機器による遊技場の運営
- (3) 通信販売業務
- (4) 情報提供サービス業務
- (5) 日用品雑貨、インテリア用品、室内装飾品、装身具、宝飾貴金属、古物、美術品の企画、販売、輸出入および技術的指導ならびに講習
- (6) 映画、コンサート、演劇、各種イベントの企画、制作、運営およびこれらのチケット販売業務ならびにチケット販売代理業務
- (7) インターネットを利用したゲームおよび映像配信施設の運営
- (8) 飲食店の経営
- (9) イベント施設、宿泊施設の企画、運営
- (10) 金銭の貸付、集金代行、有価証券の保有、運用、売買および為替取引ならびにその他金融業
- (11) 投資業
- (12) 不動産の売買、賃貸、仲介、斡旋に関する業務
- (13) 広告の企画、製作および広告代理業
- (14) 芸能タレント、スポーツ選手、映像技術者等のマネジメントおよびプロモート業務
- (15) 各種コンテンツの著作権等知的財産権管理事務
- (16) 書籍、雑誌、電子出版物等の企画、制作、販売業務
- (17) 労働者派遣事業
- (18) 音楽著作権の管理および音楽著作物の利用の開発
- (19) コンパクトディスク、ミュージックテープ、ビデオなどの原盤の企画および製作ならびに楽譜などの出版物の企画、制作および販売
- (20) 前各号に付帯する一切の業務

(機関)

第3条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。この場合、代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議

決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数および選任)

第 19 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は 8 名以内とし、監査等委員である取締役を 5 名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役および代表取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

2. 取締役会は、その決議によって、前項の役付取締役の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取

締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、議長、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除

く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額を限度とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第35条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当)

第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 43 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけないものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 2019 年 8 月開催の第 25 回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

2. 2019 年 8 月開催の第 25 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、

なお従前の例による。

平成 6 年 6 月 15 日	制 定
平成 12 年 3 月 27 日	改 訂
平成 12 年 6 月 1 日	改 訂
平成 12 年 8 月 31 日	改 訂
平成 14 年 2 月 4 日	改 訂
平成 14 年 8 月 28 日	改 訂
平成 15 年 3 月 28 日	改 訂
平成 15 年 6 月 23 日	改 訂
平成 16 年 8 月 27 日	改 訂
平成 17 年 8 月 26 日	改 訂
平成 18 年 8 月 25 日	改 訂
平成 21 年 8 月 27 日	改 訂
平成 23 年 8 月 26 日	改 訂
平成 23 年 9 月 1 日	改 訂
平成 24 年 8 月 28 日	改 訂
平成 25 年 8 月 27 日	改 訂
令和元年 8 月 27 日	改 訂
令和 2 年 8 月 28 日	改 訂